

前橋市特定子ども・子育て支援施設等利用費請求明細書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て支援事業の施設利用費

保護者
(請求者) 氏名

認定
子ども氏名

認定
区分

新2号・新3号

群大附属
幼稚園

利用・未利用

(群大附属幼稚園利用の有無により、給付上限額が異なります。)

利用年月 ※1	認可外保育施設に支払った 特定子ども・子育て支援利用料 (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・ 子育て援助活動支援事業に支 払った特定子ども・子育て支援 利用料の合計額(b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	給付上限額 (d) ※3	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
※市職員記入欄	円	円	円	円	円

請求合計額

円

- ※1 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に支払います。
- ※2 「認可外保育施設に支払った特定子ども・子育て支援利用料（a）」及び「一時預かり事業等に支払った特定子ども・子育て支援利用料の合計額（b）」を証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
(a)には、領収証の①の金額を記入してください。(b)には、各事業ごとの領収証の①の合計額を記入してください。
- ※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ※4 給付上限額は、法第30条の4の認定（施設等利用給付認定）が第2号の場合は月額37,000円（幼稚園利用の場合11,300円）、第3号の場合は月額42,000円（幼稚園利用の場合16,300円）です。